

お知らせします！ 令和4年度の介護保険料

介護保険は『介護保険法』で定められている制度で、40歳以上の方が全員納める保険料と、国や地方公共団体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。この制度は、高齢者の介護を社会全体で支える「支え合いの制度」で、サービスを利用されていない場合でも、40歳以上の方には保険料を納めていただきます。令和4年度の介護保険料は、右表のとおりです。

▶保険料の納め方

原則、特別徴収となります。納付方法は法律で定められているため、個人で選択することはできません。
※65歳になった年度や転入された方は、特別徴収に切り替わるまでの間、普通徴収となります。

特別徴収 年金からの天引き

年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。年金からあらかじめ天引きされますので、納めに行く必要はありません。
介護保険料は、収入や世帯状況の変動等により、年度間で大きな差が生じることがあります。特別徴収では、これを解消し、できるだけ均等にするため8月の年金天引き額を調整する場合があります。

普通徴収 納付書納付または口座振替

年金が年額18万円未満の方、老齢福祉年金および恩給のみ受給されている方等は普通徴収となります。納付書を送付しますので、納期限までに金融機関等で納付してください。なお、口座振替が利用できます。詳しくはお問い合わせください。

▶普通徴収の納期限(令和4年度)

期別	1期	2期	3期	4期
納期限	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日
期別	5期	6期	7期	8期
納期限	11月30日	12月26日	1月31日	2月28日

※新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の納付が困難な方は、大里広域市町村圏組合介護保険課までご相談ください。

▶令和4年度介護保険料

所得段階	対象者	年額保険料(保険料率)
第1段階	■本人および世帯全員が住民税非課税で、 ⇒老齢福祉年金受給者 ⇒前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ■生活保護受給者	年額20,880円 (基準額×0.3)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	年額31,320円 (基準額×0.45)
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年額48,720円 (基準額×0.7)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額62,640円 (基準額×0.9)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年額69,600円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	年額83,520円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	年額90,480円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	年額104,400円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上600万円未満の方	年額121,800円 (基準額×1.75)
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	年額132,240円 (基準額×1.9)

※合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る所得が含まれる場合は、これらの所得金額から10万円を控除した金額(控除後の額が0円を下回る場合は0円)で所得段階を判定します。

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

8月から被保険者証が新しくなります！

新しい後期高齢者医療被保険者証(被保険者証)を、7月中旬から簡易書留で送付します。8月1日以降に医療機関等を受診する際は、新しい被保険者証を使用してください。なお、現在の被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、ご自身で確実に処分してください。

▶被保険者証の送付

令和4年度は7月と9月の2回、新しい被保険者証を送付します

窓口負担割合の見直しに伴い、令和4年度は被保険者全員に2回被保険者証を送付します。被保険者証が届きましたら、住所、氏名、生年月日、一部負担金の割合等を必ず確認してください。なお、7月に送付する被保険者証は、有効期限が短くなっています。有効期限が過ぎた被保険者証は、使用できませんのでご注意ください。

※窓口負担割合の見直しについては、本誌8月号に掲載します。

- 1回目 7月中旬以降に、8月1日から9月30日まで有効の被保険者証を送付します。
- 2回目 9月中旬以降に、10月1日から翌年7月31日まで有効の被保険者証を送付します。



▶保険料の納め方

保険料額や納付方法を記載した納入通知書、または決定通知書は、7月中旬に送付します。保険料の納め方は、原則として特別徴収となりますが、普通徴収となる場合もあります。

特別徴収 年金からの天引き

年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。年金からあらかじめ天引きされますので、納めに行く必要はありません。ただし、介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が年金支給額の2分の1を超える場合等は普通徴収となります。

普通徴収 納入書納付または口座振替

年金が年額18万円未満の方や、今年の4月以降に75歳の誕生日を迎えた方等は、普通徴収となります。納入書を送付しますので、納期限までに金融機関等で納付してください。口座振替を希望する方は、金融機関で手続きしてください。振替は手続きの翌月末から開始となります。なお、7月から9月までが普通徴収であっても、10月以降、特別徴収に切り替わる場合があります。納入通知書の特別徴収の欄内の10月以降に、保険料額が記載されている方が該当となります。
※特別徴収から普通徴収に変更したい場合は、早めに町民課へお問い合わせください。

保険料の軽減措置について

▶令和4年度の均等割額の軽減措置割合

●同一世帯内の被保険者および世帯主の令和3年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合は均等割額が軽減されます。

軽減判定基準 〔…部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算〕	均等割額 軽減割合
43万円 +〔10万円×(年金・給与所得者の数-1)〕	7割
43万円+28.5万円×(世帯の被保険者数) +〔10万円×(年金・給与所得者の数-1)〕	5割
43万円+52万円×(世帯の被保険者数) +〔10万円×(年金・給与所得者の数-1)〕	2割

●後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置割合

所得割額	均等割額
負担なし	5割軽減(加入後、2年を経過する月まで) ※均等割額軽減割合が7割に該当する方は、高い方の軽減割合が適用されます。